武力紛争時の第三国領域使用の帰結 ——武力攻撃への該当性の観点から——

森田 桂子

はじめに

ある国により始められた武力攻撃に対して、被害国が自衛権を発動し両国の間に武力紛争が発生した場合、かつこのような事態に対して国連安全保障理事会がなんら強制措置を発動しない場合には、直接の被害国でない第三国のとる立場には大別すれば次の2通りの選択肢が考えられる。第1には「中立」——国連憲章以前の伝統的国際法において、戦争の局外に立つ第三国に自動的に課せられた一連の義務を適用する。第2には集団的自衛権に基づく被害国への支援である(1)。

この2つの立場が相互に排他的な関係に立つか(中立か集団的自衛か)、あるいは同時並行的であるか(中立かつ集団的自衛)という点は、現代における中立法の妥当範囲の問題に大きくかかわるが⁽²⁾、その中の1つの論点として、本稿では第三国領域(領水)が一交戦当事者によって使用される状況を取り上げる。伝統的中立法によれば、第三国の領域および領水は、交戦国の敵対・作戦行為が禁止された非交戦区域であり、中立国にはその防止や排除の役割が求められていたが、実際には中立が侵犯され、交戦区域に取り込まれる例も多く見られた。交戦国は中立侵犯を正当化するために従来から幾つかの根拠を援用してきたが、その中で今日でも通用する要素があるかどうか、あるいは反対に今日の第三国の立場がかつてと全く異なる形で再構成を受けているのかどうか、本稿ではこの伝統的な防止義務の変容の程度を展望することとしたい。

以下、本論では、まず伝統的中立法における第三国領域の扱いを防止義務および中立侵犯を正当化する根拠の2つの側面から概略する。次に国連憲章後の現代国際法が武力紛争中の第三国の地位をいかに評価してきたか、自衛権や武力不行使原則との観点から検討し、伝統的中立法の連続性あるいは断絶の程度を明らかにしたい。

⁽¹⁾ ただし集団的自衛の範囲は自明ではない。この論点については本論最後に取り上げる。

⁽²⁾ International Law Association, Committee on Maritime Neutrality, "Neutrality and Naval Warfare," in ILA, ed., Report of the Sixty-seventh Conference (1996), pp.371-372.

1 伝統的中立法における第三国の義務

(1) 中立国の防止義務

まず、中立国の防止義務の前提、あるいはその対になるものとして、中立国領域(領水)を交戦区域としてはならない交戦国に課せられた義務が存在する。中立国に求められているのは、この交戦国による違反を防止、排除することであり、万が一、一方の交戦国が敵対的利用のために中立領域(領水)に入った場合には、この侵犯を排除するための措置をとらなければならない。もっとも、このときに要求される注意義務の程度は「施シ得へキ手段」(海上中立条約(3)第25条)にとどまり、中立国に対して絶対的な防止の責任が課せられているわけではない。また、この中立国による防止措置は、交戦国からの中立侵犯に対する合法的な復仇、報復措置であり、それ自体交戦国から敵性を付与されることはない(4)。

しかし、船舶の拿捕、捕獲、攻撃などの公然明白な敵対行為を別として、防止されるべき敵対行為、作戦基地としての使用の範囲は当時より厳密に定まっていたといえるだろうか。これについては、実体損害の生じない形式上の主権侵害の場合にまで中立「侵犯」を拡張する立場が見られる。この見解によれば、交戦国が許される(その中立国領内の)行動の限界と、中立国が許される(交戦国の先行中立侵犯に対する)無関心の限度は定まっていたわけではなく、中立国から見てそれ自体無害な交戦国の行動も敵対交戦国の態度如何では中立侵犯とみなされる場合がある。敵対交戦国がこの先行行為に対して何の反応も見せなければ、中立国にとってはこの先行行為は依然として無害のままであり、したがって防止措置を講ずる必要は生じない(5)。

同様に、中立領域(領水)が交戦国の作戦基地に転化したかもしれない、判別の難しい場合については、次のことが目安になる。例えば、交戦国軍艦の修理は航行の安全に不可欠である以上に施してはならず(海上中立条約第17条)、軍需品は平時の通常搭載量を超えて補充してはならず(同第18条)、燃料の積み入れは3カ月の間隔をおかなければならない(同第20条)。しかし、ある交戦国の軍艦が継続的、反復的に中立国の港湾に入り、これらのことを行うのであれば、中立国は当該交戦国の真の意図を読みとり、これらを防止しなければならない⁽⁶⁾。

⁽³⁾ 海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約。1907年署名、1910年発効。

⁽⁴⁾ Draft Convention on Rights and Duties of Neutral States in Naval and Aerial War, Research in International Law, American Journal of International Law (以下、AJIL), Vol. 33, Supplement (1939),p.419. et seq.

⁽⁵⁾ William Edward Hall, A Treatise on International Law, A. Pearce Higgins, ed., 8th ed. (Oxford University Press, 1924), p.723.

⁽⁶⁾ Ibid., pp.724-725.

(2) 交戦国による中立領域侵犯の正当化根拠

中立国が防止義務に違反した場合について、1939年海空戦における中立国の権利義務に 関する条約草案(以下、ハーバード条約草案)第24条(⁷⁾は「交戦国は、中立国による違 法行為の場合を除いて、復仇、報復措置に訴えることはできない。また、中立国は交戦国 に対して自国の権利の尊重に成功しない場合に、中立義務の不履行の責任を負わない」と 規定し、交戦国による復仇、報復の行使を認めている。この復仇、報復の根拠は、本条文 が「中立国による違法行為」に言及していることからも明らかなように、中立国自身の違 反である⁽⁸⁾。本条が先例として紹介した事例は数少ないが、うちドイツによる復仇の正 当性を承認したコエンカ商会事件⁽⁹⁾は、中立国による連合国側への協力が当時の状況か ら推測され、その防止義務違反の認定に至ったものと解釈できる(10)。ちなみに、本条解 説が示すように、中立国の違反を構成するものとして今まで主張されたものには、第1に 中立国が自国領域内における敵対的活動の組織、開始への許可を交戦国に与えること、第 2に中立国が領域の尊重を交戦国に要求することに失敗するか、あるいは抵抗しないこと、 第 3 にこれらの交戦国の行動を中立国が黙認することなどがある⁽¹¹⁾。しかし、過去の国 家実行には、中立国側の防止義務違反とは別に、交戦国によってこの復仇措置が講じられ た例も非常に多く見られた(12)。その中には、日露戦争時に韓国領水内で旧日本海軍がと った措置(13)の他、1759年のポルトガル領水内で行われた仏艦隊の拿捕(14)などが挙げられ る。いずれも、中立国側に排除する能力を欠くことが交戦国自身に復仇措置をとらせた原 因となった(15)が、とくに後者の事件では、交戦国フランスはポルトガルの中立を虚偽と みなし、これが開戦事由となって復仇措置の3年後、フランスはポルトガルに対して戦端 を開いた。

- (7) Research in International Law, p.419.et seq.
- (8) この条文については、内容が曖昧であるとの批判が見られる。Ian Brownlie, *International Law* and the Use of Force by States (Oxford University Press, 1963), p.313.
- (9) Greco-German Mixed Arbitral Tribunal, Coenca Brothers v. Germany, 判決抜粋はAnnual Digest of Public International Law Cases, Years 1927 and 1928 (Longmans, 1931), Case No.389, pp. 570-572.
- (10) Research in International Law, pp. 419-421. 拙稿「武力紛争の第三国に対する武力行使の正当性」 『防衛研究所紀要』第7巻第2・3合併号(2005年3月)147~148ページ参照。
- (11) Research in International Law, p.420.
- (12) 本論では詳しくとりあげないが、交戦国の復仇措置の事例を紹介したものとして、Editorial Comment, "Violations of Neutral Waters," *AJIL*, Vol.9 (1915), pp.481-486.
- (13) Hall, A Treatise, p.725; L. Oppenheim, International Law, by H. Lauterpacht, 7th ed., Vol.II (Longmans, 1952) p.685, n.4.
- (14) Hall, A Treatise, p.697.
- (15) 例えば「緊急状態排除行動」として、「中立國ガ脆弱ニシテ、對手交戰國ニ依リ其ノ領土ガ作戰ニ利用セラルルコト明瞭ニシテ、利用セラレタル曉ニ於テハ作戰上非常ナル不利ニ陷ルガ如キ場合ニ、之ヲ排除スル為、要地ヲ占據スルコト已ムヲ得ザル場合アルベシ。」海軍大臣官房編『戰時國際法規綱要』(行政學會印刷所、1937年)39ページ。

中立国の防止義務違反と無関係に交戦国の復仇措置を認めるものとして、これ以外に学説上提唱されているのは自己保存である。この自己保存の権利は、とくに平時状況の観点から、合法政府が第三国領域内の反徒の軍事拠点を攻撃する際の根拠として論じられてきたが、後述のように現代的文脈ではテロ犯罪に起因する第三国の責任が問われていることに鑑みても、国以外の被支援者(反徒、私人の武装集団)にもあてはめることができる(16)。また自己保存権それ自体も中立時の第三国領域に対して攻撃を加える根拠になると理解されている。自己保存権を援用することの利点は、国が有するいかなる種類の権利にも優先して自助措置の実施が認められることである。内戦の状況下で急迫した危険にさらされた合法政府であれば、第三国の責任成立の可否とはかかわりなく、反徒の軍事拠点だけを攻撃するという目的に限定して第三国領域に侵入することが可能である(勿論、第三国が反徒を積極的に支援し、共謀するなど責任が明白である場合(17)は、戦争原因になりうる)(18)。

さらには、中立国ではなく敵対交戦国が広範な戦争法違反を犯したことを直接の契機として復仇措置が始められた例も見られた。第1次世界大戦中の1918年、イギリスは、ノルウェーの領海が当時ドイツの従事する無警告潜水艦攻撃へ重要な航路を提供しているとみなした。ノルウェーは、1916年勅令により自然災害などの例外的状況を除くあらゆる場合において交戦国潜水艦による領海通航を禁止していたが、イギリスによればドイツはこれを守っていなかった。イギリスは、ドイツによる不遵守はノルウェーの自国に対する差別に相当すると主張して、その状態を是正するためノルウェーに領海への機雷の敷設を要求した。しかし、ノルウェーは、状況により要求される措置を決定する権利は沿岸国に留保されると回答し、イギリスによる要求を拒否した。当時米国もイギリスと同様にドイツによる攻撃の被害者であったが、ノルウェーの領域主権に考慮を払った上で、ドイツ潜水艦の領海内通航を防止する実効的な措置の実施を要求するにとどまった(19)。米国自身、ノ

⁽¹⁶⁾ 当該反徒が仮に交戦団体資格を承認されれば、当該内戦は国際法上の戦争たる地位に格上げされるため、国家間戦争と同様に法上の中立の問題が発生するが、そのような承認が行われるのはまれであった。樋口一彦「国際人道法の適用における『武力紛争の存在』――国際的武力紛争と内戦(非国際的武力紛争)の区別の意味」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』(東信堂、2004年) 130ページ。

⁽¹⁷⁾ 内戦に対して第三国が不干渉(=中立)を維持すべきか(1928年の中米諸国間の「内戦時の国の権利及び義務に関する条約」AJIL, Vol.22, Supplement (1928), pp. 159-161.など)、あるいは合法政府にのみ支援が許容されるか(Brownlie, International Law and the Use of Force, pp.321-327.)をめぐっては、国家実行、学説も一致を見ていない。1936年のスペイン内戦への米国の中立に対する批判として、Edwin Borchard, "Neutrality' and Civil Wars," AJIL, Vol.31 (1937), pp.304-306.ただし、いずれの立場からも反徒に対する支援は想定されていない。

⁽¹⁸⁾ Hall, A Treatise, pp.322-356.

⁽¹⁹⁾ US Department of State, Foreign Relations of the United States 1918, Supplement 1, Vol.II (1933), p.1772.

ルウェー領海が海軍作戦基地とみなされる可能性⁽²⁰⁾は否定しなかったが⁽²¹⁾、ノルウェーによってとられるべき措置の詳細については、領域主権の侵害と解釈されるような行動を望まないとの立場からイギリスの立場に同調することなく、中立国の権利をより尊重する姿勢を見せたのであった⁽²²⁾。このイギリスとノルウェーとの間の対立は、結局、イギリスによる一方的領海侵犯により、ノルウェーに領海内の機雷敷設を決断させたことで一応、終結した⁽²³⁾。

同大戦には、これ以外にも双方の交戦諸国⁽²⁴⁾が頻繁に報復措置に訴えた事例が多く見られたが、連合国内の捕獲審検所が行政府の決定した復仇政策の正当性を否定することはほとんどなかった⁽²⁵⁾。しかし中立諸国⁽²⁶⁾はあるときには交戦国から賠償を獲得し、またそれに成功しないときでも交戦国の復仇措置を甘受することなく強く抗議した。これは、敵国の戦争法違反に端を発する復仇が中立国の権利侵害を正当化しない、という意識を強く反映したものといえる。ハーバード条約草案も第23条において交戦国間復仇による中立国の権利の侵害を禁止した⁽²⁷⁾。

(3) まとめ

交戦国が中立国領域(領水)を侵犯する際に援用した根拠は一義的ではない。ハーバード条約草案は、中立国側の防止義務違反を条件とする交戦国の復仇という枠組みを整えたが、実際には中立国が領域の提供や、使用の容認にとどまらず、防止措置に失敗したり黙認した場合にも義務違反が生ずると主張され、交戦国による安易な復仇の援用が行われた。中立国側の義務違反が成立するかとは無関係に、広く自衛や自己保存の名の下で、中立国

⁽²⁰⁾ 同じく交戦国の先行中立侵犯により、中立領水が交戦区域に変質したと判断された例として、ハーバード条約草案第23条解説は、フランス捕獲審検所のThe Tinos事件(1917年)を挙げている。本件では、フランスの1915年3月13日に発せられたデクレの効力を認め、フランスが報復措置としてギリシャ領海内で行ったドイツ船の拿捕が有効との判断を示した。Research in International Law, p.407.

⁽²¹⁾ US Foreign Relations Supp. 1918, p.1782.

⁽²²⁾ Alice M. Morrissey, "The United States and the Rights of Neutrals, 1917-1918," AJIL, Vol.31 (1937),pp.21-22.

^{(23) 1918}年9月28日、ノルウェー政府よる在外使節団への指示。US Foreign Relations Supp.1918, p.1787.

⁽²⁴⁾ ハーバード条約草案は、イギリス、フランス、ポルトガル、ドイツ、オーストリア・ハンガリー、 参戦後のイタリアを報復に依拠した国として挙げている。Research in International Law. p.416.

⁽²⁵⁾ A. Pearce Higgins, "Retaliation in Naval Warfare," British Year Book of International Law, Vol.8 (1927), p.140.

⁽²⁶⁾ 同草案の整理によれば、交戦国の報復の援用を認めなかった中立国は、オランダ、デンマーク、 ノルウェー、スウェーデン、ブラジル、チリ、中国、モナコ、シャム、スイス、スペイン、ボリビ ア、ペルー、ウルグアイ、ホンジュラス、アルゼンチン、ヴェネズエラなどの国々である。

⁽²⁷⁾ 新井京「封鎖法の現代的『変容』——排除水域と飢餓封鎖の問題を中心に」村瀬・真山編『武力 紛争の国際法』487~488ページ。

の領域は侵害され、戦闘区域に取り込まれる事例も多く存在した(これを仮に中立国による黙認と解釈するのであれば、中立国の負う防止義務は限りなく拡大せざるをえない)。

敵国の戦争法違反を発端として講じられる交戦国間復仇が中立国の権利を侵害する場合、それらは中立諸国からの頑強な抵抗にあった。しかしながら、やや極論になるが、当時の国際法には、交戦国による中立国の権利侵害に関して、復仇以上の正当化根拠さえ理論的には存在したのである。それは、交戦国間関係で戦争法の拘束を解き、その違反を正当化する戦数(戦時非常事由)である。定義によると、戦数は「緊急事態への顧慮は此の法規の中に既に含まれて」おり、「『軍事的必要約款』を含まないが、戦術的又は戦略的目的の達成を妨げる障壁をなす場合には、法の障壁を乗り越えることを許す」機能を果たす⁽²⁸⁾。しかしながら、交戦国間復仇にしても、戦数にしても、戦争が中立国に与える悪影響を交戦国間の関係からアプローチし、正当化する論理には違いない。戦争の一般的許容という当時の状況から、こうした場合にまで中立国の受認義務を導くことが果たしてできるかは疑問である⁽²⁹⁾。仮に認められるとしても中立国に対する侵害を上回るほどの軍事的必要性が存在するのかどうか、関連規則の妥当する範囲がきちんと検証されなければならない。

以上、中立国が交戦国に対して負う義務の範囲、交戦国から攻撃を受ける根拠を検討した。そのうちの何が国連憲章後の現代国際法に引き継がれ、あるいはどのような点で従来との断絶があるかを次に検討する。それにより武力紛争の第三国となることが今日どのような法的意味を持つのか、伝統的国際法におけると同様、常に第三国は交戦国からの攻撃にさらされるのか、あるいは攻撃からの免除が確保されうるか、第三国の領域領水が武力紛争時に受ける扱いを考えてみたい。

2 現代国際法における第三国の再構成

(1) 中立法の「変質」?

ア 国連憲章の武力不行使原則

国連憲章による集団安全保障体制の設定は、伝統的中立法に修正をもたらしたと主張されることは多い。国の領土保全又は政治的独立に対する武力の威嚇又は武力の行使の禁止

⁽²⁸⁾ 田岡良一「戦数論」同『戦争法の基本問題』(岩波書店、1944年)97~137ページ。ただし、「軍事的必要によって戦争法が妥当しない場合は、一つ一つの法規について法規解釈の問題として研究せられ、確定せられねばならぬ」。

⁽²⁹⁾ ハーバード条約草案第22条では戦争法に違反しない合法的な戦闘行為を遂行する過程で中立国に 生じた付随的損害について、交戦国は賠償責任を負わない、と定めている。Research in International Law, p.386.et seq.

を定めた憲章第2条4項により、第三国が中立を選ぶと否とを問わず、その領土の不可侵性は絶対的に保障され⁽³⁰⁾、また、自衛の場合のみが唯一の武力行使の正当事由とされたことから交戦国が安易に第三国領域(領水)を侵犯する口実は封じられたという主張も見られる。

中立国の領土が不可侵であり、その主権が尊重されるべきとの原則は、従来からも認められていた原則である(陸上、海上中立条約各第1条)。しかし、中立領域の伝統的な不可侵性は、中立国自身が防止義務を守る限りで保障されたものにすぎず、実際、18、19世紀に生じた戦争においては、いともたやすく中立領域(領水)は交戦国により侵犯され、さらにそこで援用された根拠は単に中立国自身による義務の懈怠にとどまらず、敵国に対する復仇、自衛や自己保存など多種多様であった。当時の領土保全が、かくも交戦国による戦争の遂行に従属させられていたという事実をそこでは認めざるを得ない。その意味において、自助を禁じ、自衛の場合だけを厳格に例外とした武力不行使原則は、確かに国の領土保全を強化したものと見ることができる。

他方、中立国が自国の領域(領水)内の交戦国による敵対行為や作戦基地としての使用を防止・排除しなければならない、という防止義務は、領域管理責任原則を基礎として双方の交戦国との関係において中立国に課せられた義務である。この領域管理責任原則は、最近では国際環境法の諸条約の例に見られるように、国際法益を実現する手段あるいは機能的空間として国の領域を再構成し、ないしは領域主権に内在的な対抗法益(領土保全)との間で調整をはかることにより、国の領域主権の変容もしくは相対化をもたらす積極的な意義が評価されている(31)。ある国がより高次な利益、あるいは対抗する利益の実現を損なうような仕方で自国領域を使用し、他国に損害を与える場合には、領域国の管理責任が発生し、その領土保全が一時的、例外的に後退することもやむをえないとされる。

現代の武力紛争において第三国が一方の交戦国に対してその領域を提供し各種の物資や便宜を供与することは、その敵対交戦国にとって有害な領域使用(=武力攻撃の助長、促進)であり、第三国が領域管理責任を追及されるおそれがある(32)。友好関係原則宣言1原則9(33)や、侵略の定義に関する決議第3条(f)(34)によれば、武力攻撃を行う国(以下、

⁽³⁰⁾ Dietrich Schindler, "Transformations in the Law of Neutrality since 1945," in Astrid J. M. Delissen and Gerard J. Tanja, eds., *Humanitarian Law of Armed Conflict. Challeges Ahead. Essays in Honour of Frits Kalshoven* (Martinus Nijhoff Publishers, 1991), pp.378-379.

⁽³¹⁾ 兼原敦子「領域使用の管理責任原則における領域主権の相対化」村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権』(勁草書房、1998年) 179ページ以下参照。奥脇直也「国際法の実現過程――変容する国家管轄権の機能」村瀬信也・奥脇直也・古川照美・田中忠『現代国際法の指標』(有斐閣、1994年) 第3章参照。

⁽³²⁾ 宮内靖彦「国際テロ行為に対する報復爆撃の問題提起——国際法強制システム形成への胎動?」 『國学院法學』第38巻第1号(2000年)、とくに119ページ以下参照。

加害国とする)、あるいは不正規軍又は武装集団に対して自発的に領域を提供する第三国は、武力攻撃には至らないものの、違法な武力使用、侵略行為の責任が問われるとされているからである⁽³⁵⁾。さらに、こうした第三国の責任は、上記の領域の提供以外に、武力攻撃へ「実質的に関与」した程度によっては別途、武力攻撃とみなされる可能性さえある。これらの第三国自身による武力攻撃や違法な武力使用の認定次第では、第三国の領土保全が後退し、他方の交戦国より攻撃を受ける可能性も否定できない。ここで、この第三国の管理責任を解除する1つの根拠となるのが集団的自衛権である。武力攻撃の被害国を助けていることを条件として、上記の第三国の一連の行動は集団的自衛権に基づく合法的な領域使用とみなされれば、加害国との関係において管理責任を生じるということはない。

イ 強行法規の導入

加害国と第三国との間の権利義務関係を考えるときに、もう1つ参考となるのは、加害国による強行規範(jus cogens)違反を出発点とするアプローチである。武力行使又は侵略の禁止原則は、今日、強行規範の一例であるとも言われている(36)。この原則は、国際社会のすべての国に対して国が負っている対世的義務(obligation erga omnes)であることから、加害国がこの種の強行規範に違反したときには、直接の被害国でない第三国もその遵守を強制することができ、その限りで中立義務から解放される、との考え方がありうる。武力不行使、侵略の禁止以外に、すでに人権や人道法の分野ではこうした考え方が示されており、強行規範に違反した広範な人権侵害に対して、第三国が中立義務との競合において対抗措置をとりうるかを論じた点は、本論にも関連するものとして注目される(37)。

とりわけ集団的自衛を援用する場合には、強行規範違反に対する第三国の対抗措置の説明はより一層容易である。集団的自衛を他国にかかわる自国の死活的利益の防衛と捉える

^{(33) 「}すべての国は、他の国において内戦行為又はテロ行為を組織し、教唆し、援助を与え若しくは それらに参加すること、又はかかる行為の実行に向けられた自国領域内における組織的活動を黙認 することを、上記の諸行為が武力による威嚇又は武力の行使を含む場合には慎む義務を有する。」 1970年国連総会決議2625 (XXV)。訳は、山手治之・香西茂・松井芳郎編『ベーシック条約集』第 6版(東信堂、2005年)。

^{(34) 「}他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを 許容する国家の行為」1974年国連総会決議3314 (XXIX)。訳は山手ほか編『ベーシック条約集』参照。

⁽³⁵⁾ Bruno Simma, ed., *The Charter of the United Nations. A Commentary*, 2nd ed., Vol.I (Oxford University Press, 2002), p.799. ただし、侵略行為は、武力攻撃よりも狭い概念と理解されているため、第三国のここでの責任は、武力攻撃の実行主体とは区別された、違法な武力行使の責任にとどまる。

⁽³⁶⁾ James Crawford, *The International Law Commission's Articles on State Responsibility* (Cambridge University Press, 2002), p.246.

⁽³⁷⁾ René Provost, International Human Rights and Humanitarian Law (Cambridge University Press, 2002), esp. chap.5.

立場⁽³⁸⁾の下では、第三国が直接攻撃対象とされず、領域に物理的被害が及んでいないときであっても、法益侵害と構成される。その結果、第三国は領域使用を被害国には許す一方で加害国には拒絶するなど、差別的取り扱いを施すことが許されることになる(ただし、対抗措置が加害国によって敵対的とみなされ(攻撃され)る危険や、対抗措置の許容範囲——中でも武力を伴うものまで許されるかどうか——などの問題は、その他の強行規範に対する対抗措置の場合と同様残されている)。

このように、伝統的な中立義務を逸脱する1つの根拠として、より積極的に実現すべき 対抗規範、中でも強行規範を掲げる点は、伝統的中立法に質的な転換をもたらす契機となっている。

ウ 自衛状況下での中立法適用

学説上、中立法の原理的転換をもたらしたものとしてしばしば引用されるのは、加害国と被害国の区別の導入である。第三国が集団的自衛に基づく差別的取り扱いを許されるとする主張は、今日の武力紛争において第三国は、もはや中立法を自動的に適用する義務はないという見解を基礎にしている(39)。

にもかかわらず、交戦者間における交戦法規の平等適用と同様に、中立法についても武力行使の合・違法性(jus ad bellum)と戦争法(jus in bello)の評価を切断し、前者とは独立に後者を適用すべきとの立場(40)も完全に捨てられたわけではなく、未だに解決を見ていない。しかしながら、中立を武力行使の合・違法性(jus ad bellum)だけに依存する概念として見るのではなく、武力紛争の局限化あるいは封じ込めの機能に積極的な意義を見いだすならば、jus ad bellumとjus in belloの切断の説明はより説得性をますものとなろう。すなわち、交戦国の双方ともに国連憲章に違反した武力行使を行っている場合、あるいは当初自衛で始まった武力紛争が、その後長期化する過程で被害国側の不均衡な措置を引き起こし、もはや武力攻撃に対する自衛という単純な構図があてはまらないような状況では、国連憲章による武力行使の違法化を背景に、双方の交戦国とも違法な武力行使に従事していると推定すべきであると説く見解がこれである(41)。この説の下で第三

⁽³⁸⁾ 祖川武夫「集団的自衛――いわゆるUS Formulaの論理的構造と現実的機能」同編『国際政治思想と対外意識』(創文社、1977年)、小田滋・石本泰雄編『国際法と戦争違法化――その論理構造と歴史性(祖川武夫論文集)』(信山社、2004年) 所収。

⁽³⁹⁾ シンドラーの他、Henri Meyrowitz, Le principe de l'égalité des belligerents devant le droit de la querre (A. Pedone, 1970), 3ième partie, chap. III

⁽⁴⁰⁾ 例えば、侵略の定義に関する決議第3条(f) 違反の第三国に対して、交戦国は中立違反に基づ く復仇を援用すれば足るという見解などがこれにあたる。Simma, A Commentary, pp.799-800.

⁽⁴¹⁾ 田中忠「武力規制法の基本構造」村瀬他『現代国際法の指標』331~332ページ。"International Law and Military Operations against Insurgents in Neutral Territory," Note from *Columbia Law Review*,

国には避止・防止義務を課せられるが、それでも自国の領域使用を許すのであれば、復仇 措置を受けるリスクを承知の上での選択となる。

この中立法一般にかかわる論争は、第三国の防止義務にも色濃く反映しており、いずれの考え方によるべきかを現段階で答えることは困難である。したがって、次に扱う第三国の責任の事例も、それぞれの立場を選んだ場合の評価にとどまり、依然として中立をめぐる錯綜の状況が解消されていないことを留保しなければならない。

(2)「武力攻撃」への該当性

武力紛争における交戦国と第三国との関係において、jus ad bellumを唯一の武力行使基準とする場合には、第三国の主観的な立場選択にかかわらず、今日、交戦国が、中立の執行(復仇、報復)のみを理由に中立国を攻撃することは違法と判断される。中立(が適用され、その)違反が生ずる場合であっても、常に当該の中立違反は武力攻撃に該当しなければならない。また、自衛権を行使する条件として、唯一であるかは別として、憲章が自衛権の発動を許す状況としてもっぱら想定しているのは武力攻撃が生じた場合である。以下では、第三国の一連の支援行為が武力攻撃に該当する可能性について、ヴェトナム戦争中に米軍及び南越軍が行ったカンボジア侵攻を具体例に取り上げ検討する。本件は、戦後の武力紛争の中で、武力攻撃を前提に交戦国が第三国を攻撃した数少ない事例の1つに数えられているため、事件に対する評価を見ながら、今日、第三国が武力紛争に際して負うべきとされる義務の範囲を探りたい。

ア 現代武力紛争の第三国に対する対抗措置の事例

カンボジアは、1957年に国内法令上、中立を宣言していたが、北越および解放戦線は1965年以降、カンボジア国内に米軍及び南越軍への攻撃の拠点を築いており、5年間にわたってカンボジアの中立は侵犯される状況が続いた。カンボジアは中立義務に基づき自らの防止義務の履行を求められるところであったが国内の政治情勢からかなわず国連の安保理に支援要請を行うので精一杯であった。米国及び南越軍は、この状況を武力攻撃と認定して1970年4月30日、自衛権に基づきカンボジアへの侵攻を開始した。米軍が「限定的」と説明したこの軍事行動は2カ月にわたって続いた。

交戦国が単に第三国領域を基地として使用しただけでは武力攻撃に相当しない、との立場から、当時、米軍の侵攻を批判したのはフォーク(Richard A. Falk)である。フォーク

also in Richard A. Falk, ed., *The Vietnam War and International Law*, Vol.2 (Princeton University Press, 1969), pp.588-589.

は、南越反体制派への兵站上の支援を行うための聖域がカンボジア国内に存在したことは認めたが、そのことだけでは米軍及び南越への危険の急迫性を満たさないとの見解を示した。その上、アルジェリア戦争時にフランスがチュニジア領域内のゲリラ勢力の拠点を攻撃した際など、米国は第三国に対する攻撃を常に批判する側に回ってきたのであり、自らもヴェトナム戦争を闘うにあたり日本や韓国など複数の中継地を利用してきたと指摘した。そして、仮にカンボジア侵攻が許されるとするならば、ソ連が在日米軍基地を攻撃することも同様に認められなければならない、と述べて米国の行動に対して痛烈な批判を加えた(42)。この武力攻撃を厳格に解する立場は、後掲のニカラグア事件多数意見にも連なる考え方である(さらに、1970年4月の侵攻開始時点より前にカンボジアの中立を侵犯していたのはむしろ米国であったことも追加的に挙げられた)。ここで示された主張の中で主要な特徴として挙げられるのは、中立の執行であるとの政府の主張についてフォークが「特別の限定的な主張」と述べて簡単に言及するにとどまり、侵攻の正当性を判断する基準を武力攻撃への該当性に置いたということである。

これとは対照的に、侵攻の正当性を擁護したのはムーア(John Norton Moore)である。その見解によれば、フォークとは全く反対に、米軍及び南越軍侵攻時、カンボジア国内には4万人以上の兵士が継続的、大々的に軍事活動に従事していたことが武力攻撃に該当するとみなされた。第三国内の米軍基地の評価については、それらの領域使用はそもそも条約上の合意に基づくため、こうした第三諸国が安保理へ支援を要請することは到底想定されず、ソ連が仮に遠く離れた第三国領域の米軍基地を攻撃すれば、カンボジア攻撃よりも挑発的行動とみなされる可能性が高いと論じられた(43)。ここでは侵攻される第三国(カンボジア)の要請、承認が有力な根拠とされたが、この第三国の受入れの同意については、次の反論が参考になる。第三国が与えた許可がそもそも違法であれば、許可は当該領土使用を合法としない。そしてその許可が合法であるか否かは、伝統的中立法が廃棄されたかにかかっており、その点は未解決の問題であるが、いずれの答えが正しいとしても、米国は自らに認めたのと同一の基準を敵対交戦国にもまた適用すべきであり、北越及び解放戦線がカンボジアを軍事拠点として利用したことを一方的に非難することはできない(44)。

日本についても、在日米軍による施設、区域の使用、兵站補給の法的評価をめぐり、米 国の従事する戦争への荷担あるいは協力ではないのかの疑義がこの戦争の折りに提起され

⁽⁴²⁾ Richard A. Falk, "The Cambodian Operation and International Law," in idem, ed., *The Vietnam War and International Law*, Vol.3 (Princeton University Press, 1972), p.49.

⁽⁴³⁾ John Norton Moore, "Legal Dimensions of the Decision to Intercede in Cambodia," in ibid., p.78.

⁽⁴⁴⁾ John H. E. Fried, "United States Military Intervention in Cambodia in the Light of International Law," in ibid., pp.109-117.

たことがある。ヴェトナム戦争に対する日本の立場は、「『極東の平和と安全』にきわめて緊切な関係のある事件がいま発生しつつあ」るため、その維持に寄与するために、日米安保条約上の義務に基づき、施設、区域を米軍に使用させる(45)にすぎず、日本自身は、「戦争の当事国」でも「純然たる法律上の立場から言う」「中立的な立場」でもなく、「戦時国際法の適用はない」(46)。米軍の「軍艦が日本に寄港して艦員の休養をとるとか、あるいはその他の物資の補給をしたということは作戦行動を起こしたことにはならない」し、「日本は物資を売って」いるのであって「ただ供給して」いるのではない。したがって、日本が敵性を付与されアメリカの敵側からの攻撃を受けることは事実上はともかくとしても、法律上は「絶対にありえない」(47)。このような政府の立場とは対照的に、伝統的な戦時中立法の観点から評価を加える場合には、米軍に対する基地や便宜の提供が明らかな中立違反を構成するとの見方もある(48)。

この戦争に対する第三国の評価は実に様々であるが、その1つにカンボジアが国際法上の中立国を選択していたかをめぐる根本的見解の相違がある。カンボジアだけでなく米国の声明の中でしきりに中立への言及が見られるにもかかわらず、カンボジアの国際法上の中立性を疑う見解も見られたからである(49)。これは、中立法が現代の武力紛争に適用されるとしても、何を条件として適用を開始するかという入り口の問題である。第2に、中立法が適用されるとして、カンボジア侵攻の正当性となると正反対の評価が見られる(それぞれの見解でも沖縄や日本本土に対する攻撃は認められないとの点では一致している)が、これは、武力攻撃の評価の違いに由来する対立である。それでは、第三国はどのようなときに武力攻撃の直接の責任を問われるのであろうか。

イ 「武力攻撃 | 基準をめぐる対立――国際テロに対する関与の程度

本節(1)アで述べたように、武力攻撃を行うために他国の領域使用を許すことは、違

⁽⁴⁵⁾ 第51回国会参議院外務委員会会議録第13号(昭和41年5月31日)椎名国務大臣答弁。

⁽⁴⁶⁾ 第52回国会衆議院予算委員会会議録第1号(昭和41年7月18日) 椎名国務大臣答弁。

⁽⁴⁷⁾ 第51回国会衆議院外務委員会議録第20号(昭和41年6月8日)椎名国務大臣答弁。「……一般的に申しまして、安保条約体制にあるがゆえに一種の敵性を持ったと認められて、そして攻撃を受ける、あるいはその他の脅威を受けるというようなことはあり得ると思う。しかしそれは一般的な問題であって、いま非常に距離の遠ざかっておるベトナムの戦争に関しては、きわめてそれは現実的ではない。|第51回国会衆議院外務委員会議録第19号(昭和41年6月1日)椎名国務大臣答弁。

^{(48) 「……}そもそも日本の領域内に米軍基地を置き、米軍の領域内通過を認めること自体が防止義務 違反となるのであるから、安保体制下の日本は当初から中立の地位を放棄してしまっているわけで ある。」松田竹男「新ガイドライン・周辺事態措置法案の国際法的検討」『法律時報』第71巻第1号 (1999年) 49ページ。石本泰雄「日米安保条約とヴェトナム戦争」『世界』第234号 (1965年) 62~70ページ。周辺事態における在日米軍基地の機能について同種の問題を提起したものとして、真山全「海上中立と後方地域支援」『ジュリスト』第1279号 (2004年11月) 24~25ページ。

⁽⁴⁹⁾ Dietrich Schindler, "Transformations in the Law of Neutrality since 1945," p.381.

法な武力使用、あるいは侵略ではあるが、直ちに武力攻撃を行ったことにはならない。国際司法裁判所(以下、ICJとする)がニカラグア事件本案判決(50)で示した通り、武力攻撃とみなされるためには、その第三国の「実質的関与」(侵略の定義に関する決議第3条(g)(51))が必要である(52)。本判決の意義は、武力行使の「もっとも重大な形態」としての武力攻撃と、武力攻撃に至らない違法な武力行使との間に明確な区別を設けたことにあるが、事件との関連では、ニカラグア、米国のそれぞれが反政府勢力へ与えた支援についてICJは、これらを武力攻撃とはみなさなかった(53)。例えば、ニカラグアについては「ソモサ政府が倒れた79年7月から81年初期まで、ニカラグア領を経由してエルサルバドルの反政府勢力に断続的に武器の流入があったことを確認する(54)。」としながらも、「反乱軍への武器や兵站その他の援助の提供の形式における支援」は武力攻撃の概念に該当しないと考える。かかる援助は、武力の脅威・行使ないし干渉行為とみられることはあるであろう(55)。」と判断して、実質的関与の基準に基づく厳しい評価を下した。

この「実質的関与」は、最近の例では、国際テロに対して自衛権を行使することが可能かを論じる際にも依拠された。私人であるテロ集団は、そのままでは武力攻撃の主体ではない。そのため、支援国との密接な関係、支援国自身による実質的関与を媒介として、初めて当該国にテロの責任が帰属するとされた。この実質的関与の具体的内容として今まで挙げられたものには、領域国に単なる黙認ではなくて積極的な参加がある場合⁽⁵⁶⁾、さらには、他国を攻撃するという敵対意図を知りながら、訓練や逃避場所としての領域使用を許し、武器や兵站上の支援を与える場合までも含められることがある⁽⁵⁷⁾。これは、侵略の定義に関する決議の対象とした事態が、起草時の経緯から極めて狭い範囲にとどまって

⁽⁵⁰⁾ ニカラグアに対する軍事的活動と準軍事的活動事件 (本案) 判決、Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), ICJ Reports 1986, p.14.

^{(51) 「}上記の諸行為[同条(a)~(f)]に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装した集団、団体、不正規兵又は傭兵の国家による若しくは国家のための派遣、又はかかる行為に対する国家の実質的関与」。訳は山手ほか編『ベーシック条約集』。同条のうち、武力攻撃にも該当するとみなされているのは(a)~(d)である。Pierlugi Lamberti Zanardi, "Indirect Military Aggression," in Antonio Cassese, ed., *The Current Legal Regulation of the Use of Force* (Martinus Nijhoff Publishers, 1986), p.119, n.20.

 $^{(52) \}quad \textit{ICJ Reports 1986}, \, \text{p.103}, \, \text{para.195}.$

⁽⁵³⁾ ニカラグアは本件後も、ホンジュラスやコスタリカがコントラに対して基地提供、軍事的支援などの便宜を与えると同時に、みずからもニカラグアに対する軍事攻撃に従事したとする衛星事件を1986年にICJに提起した。国境の武力行動事件(ニカラグア対ホンジュラス)、国境の武力行動事件(ニカラグア対コスタリカ)。しかし、その後それぞれの事件について1992年、1987年に取り下げている。

⁽⁵⁴⁾ *ICJ Reports 1986*, p.119, para.230. 訳は杉原高嶺「資料 ニカラグアに対する軍事的活動事件 (本案)」『国際法外交雑誌』第89巻第1号(1990年4月)61ページ。

⁽⁵⁵⁾ Ibid, pp.103-104,para.195. 同、64ページ

⁽⁵⁶⁾ Lamberti Zanardi, "Indirect Military Aggression," p.115.

⁽⁵⁷⁾ Simma, A Commentary, p.801. その他、越境軍事行動を行う不正規軍の領域使用に対する黙認や管理の欠如などもあるが「ICJの解する武力攻撃の範囲はおそらくこれより狭い」。Christine Gray.

いることをふまえて、「実質的関与」に至らない一定の第三国の関与を武力攻撃に含める 立場である⁽⁵⁸⁾。

第三国の関与の程度を厳格に解する立場からは、反対に、テロ集団による領域使用に対する支援、黙認あるいは支配の欠如は武力攻撃にあたらず、テロの被害国による自衛権行使は許されないという反論が提起された⁽⁵⁹⁾。とくに同時多発テロとの関連では、テロは既に完了していること、タリバンはアルカイダに対してテロ行為の指示は与えておらず、その行動とは、領域使用に関する黙認や支援、首謀者の引渡しの拒否にとどまる。これらを理由にタリバン政権へのテロ行為の帰属が否定され、したがって米国が自衛権を援用することはできないとされた⁽⁶⁰⁾。

上記の議論は、武力攻撃への該当性を唯一の基準として、交戦国の自助措置に訴える基準を伝統的な防止義務より厳しく捉える見解といえる。しかし、その当否はともかくとして、当該第三国が領域使用許可以上の積極的な支援を行う際に、その関与のいかなる場合が武力攻撃にあたるのか、そして第三国領域に対する被害国の自衛措置が可能となるのか、武力攻撃の範囲をめぐる論争は、そのまま、武力紛争中の第三国の権利義務の範囲を確定する際の障害として立ちはだかっている。

おわりに

武力行使の合・違法性に関する原則(jus ad bellum)の根本的変化――戦争の全面的合法から全面的禁止への転換――により、第三国の中立法に基づく権利義務はどこまで質

International Law and the Use of Force, 2nd ed, (Oxford University Press, 2004),p.111. テロ行為を単独の武力攻撃と構成する点において異なるが、第三国の責任に関してほぼ類似の見解を示したものとして、Christopher Greenwood, "International Law and the 'War against Terrorism'," International Affairs, Vol.78 (2002), pp.301-317.

⁽⁵⁸⁾ ジェニングス裁判官による反対意見 (*ICJ Reports1986*, pp.542-543)の他、ヴェトナム侵攻の正当性を擁護したムーアも、ニカラグア事件の米国側弁護人として、この立場からニカラグアによる武力攻撃の存在を主張している。John Norton Moore, "The *Nicaragua* Case and the Deterioration of World Order," *AJIL*, Vol.81 (1987), pp.151-159.

⁽⁵⁹⁾ 松田竹男「国際テロリズムと自衛権」『国際法外交雑誌』第101巻第 3 号(2002年11月) 5 ~ 9 ページ。

⁽⁶⁰⁾ 同、8ページ。9・11事件において自衛権が援用された背景としては、国際刑事法の「限界」に関する次の指摘が参考になる。9・11事件に第一義的に適用されるのは国際刑事法であるが、「十分な警察・司法能力を持った国家が中立的立場からその犯人を訴追・処罰するという状況を暗黙のうちに前提と」するアプローチは「実行犯であるテロ組織が特定の国家と結びつき、容疑者所在国における裁判あるいは利害関係国への引渡が適正に行われない状況に対処する術を持たない」。したがって、「犯人の身柄を確保し、更なる犯罪の発生を防止しようとするならば、……これらの条約の枠を越えて域外での逮捕・拘留行為(域外法執行措置)を行わざるをえない」。古谷修一「国際テロリズムと武力紛争法の射程——9・11テロ事件が提起する問題」村瀬・真山編『武力紛争の国際法』168~171、178~180ページ。

的な修正を受けたといえるのだろうか。かつて防止義務違反を理由として中立国に対して行われた復仇、報復を、今日、もっぱら自衛権——中でも武力攻撃への該当性——を基準にその正当性を議論する立場が一方で見られる。本論ではこうした立場を中心的に論じた。ただし、そうした立場の下でも何が武力攻撃を構成するかに関する見解の対立があり、中立法の現代における適用可能性とも相まって現代の武力紛争の第三国に対する評価は困難を極めている。ICJが示した厳格な武力攻撃の解釈を前提とすれば、単なる領域使用の許可は武力攻撃を構成せず、したがって自衛に基づく攻撃を受けることはない。ただし、違法な武力使用、間接侵略に関する責任は引き続き負っており、(平和的手段により)責任を問われる可能性は依然として残っている。しかしこれら一連の行為は集団的自衛を基礎とすれば合法的な領域使用である。

この第三国の立場を評価する上での最大の困難は、自衛の判断がそれ自体、当事者に依存していることである。第三国と加害国、被害国それぞれとの関係は、国連による有権的解釈と区別される限りにおいて、多分に相対的、主観的と言わねばならない。したがって武力紛争が継続する間、第三国の領域が攻撃対象とされ、あるいは交戦区域に取り込まれるかは、ほとんど武力紛争当事者の判断に委ねられている。

現代の文脈で第三国の地位を考察するときには、何よりも中立法と集団的自衛権との関係、とりわけ後者が前者に与えた影響という問題が大きくかかわってくる。武力紛争の第三国には武力攻撃の被害国を助ける権利が認められているが、その行使が中立と両立しない以上、中立法(の少なくとも一定の原則について)は今日もはや妥当しないとの主張には一定の説得力がある。しかしながら、集団的自衛権の発動が中立の逸脱を許すとしても、この定式には集団的自衛権の範囲という論点が潜んでいることを最後に付け加えておきたい。自発的に中立を宣言する国は別として、そうでない国については、集団的自衛の行使が中立の適用可能性とどのような関係に立つのか、そもそも集団的自衛に含まれるのはどのような支援の状況であるのか、などをいかに捉えるかにより、第三国の武力紛争中の行動に対する見方は変わってくるものと思われる。武力攻撃の被害国に対する支援が権利として一般的に認められているとしても、武力紛争の局限化という観点からはその発動には一定の制約を設けることが望ましく、その要件は裁判所によっても特定されてきた。しかし、そのように条件づけられた集団的自衛権については、その範囲をめぐって必ずしも見解は一致していない(61)。

第三国にとっては、自己が支援する被害国の敵国は、常に武力攻撃に従事した違法な加

⁽⁶¹⁾ 日本では現行法政策上、集団的自衛権は行使しない、としてきたが、その見直しが最近論議されているように、既に日米安保条約改訂時に集団的自衛ではないのか疑義が表明されてきた。「アメ

害国であるが、第三国(あるいは外国にある第三国の人やもの)が直接攻撃対象とされたのでない限り、その加害とは実体損害の伴わない擬制された法益(他国にかかわる自国の死活的利益)侵害にすぎない。そうした特殊な意味での加害国との関係において、第三国による介入を正当化する論理として集団的自衛権が用いられるのであれば、その範囲に関する明確な認識と、発動に関する意識的な態度が求められるべきものと思われる。この第三国による加害国への集団的自衛の援用が正当と見なされなければ、その行動は違法な武力の先制使用に他ならない。

武力攻撃の直接の被害国でない第三国が、今日、武力紛争中にどのような権利を有し義務を課せられるかを考えてみると、中立法上の防止義務の変質の程度、他方で集団的自衛権によって保護される利益、また行使が許容される範囲など、様々な要素が絡み合っていることがわかる。従来、中立義務と呼ばれたものの現代における変質の程度を明らかにするためには、本来、こうした総合的な見地からの考察が必要であるが、本稿で扱ったのは、そのごく一部の第三国の防止義務の内容と、第三国領域の不可侵の確保の程度にすぎない。前者を見れば、中立国側の義務違反に対する安易な認定は、jus ad bellumにのみ依拠する限りで確実に武力攻撃基準という厳格な認定に変わりつつあると思われるが、その境界は未だ厳密に定まっているとはいえない。かつては交戦国と中立国として捉えられた中立法上の権利義務関係は、今日いわゆる加害国と被害国を助ける第三国の関係におきかえられている。自助の禁止は、第三国領域(領水)の不可侵性を強化したとも言えるかもしれない。しかしながら、この二者の関係では中立法の適用可能性やその範囲、集団的自衛権の妥当範囲などの問題が残されており、それがこの第三国の評価を困難にしている。このような積み残した論点については、次の機会に改めて論じることにしたい。

(もりたけいこ 研究部第1研究室教官)

リカ駐留軍(とその基地)は、本国から隔離され、日本防衛のために張りつけられているのでなく、現に在ハワイ太平洋軍司令部の統轄下に極東戦略にもとづいて配置され行動させられるのである以上、このようなアメリカ軍駐留(とその基地)を認容すること自体が、いいかえるなら、アメリカとのこのような結託関係を設定すること自体がすでに集団的自衛の法理を前提していなければならない」。引用抜粋は、祖川武夫「60年安保体制――新・安保条約の検討」『法律時報』第32巻第4号(1960年)および小田・石本編『国際法と戦争違法化』所収。最近でもこのような評価が見られる。佐瀬昌盛『集団的自衛権―論争のために』(PHP研究所、2001年)。他方で、より狭く解する立場によれば、「自衛権とは『武力行使』があって初めて問題となり得る」ため、「法的な観点からは、日本の行為は単なる支援行為であって、それが武力行使に変質するということはない」、したがって、「後方支援を行うことによっては、集団的自衛権の行使とはならない」。高橋和之・浅田正彦・安念潤司・五十嵐武士・山内敏弘「憲法9条を考える(座談会)」『ジュリスト』第1260号(2004年1月)23~25ページ。この集団的自衛権の範囲の論点については、以下も参照。Andrea Gioa, "Neutrality and Non-Belligerency," in Harry H. G. Post, ed., *International Economic Law and Armed Conflict* (Martinus Nijhoff Publishers,1994), pp.65-66, n.48.